

国立国語研究所研究支援者規程

平成27年 3月25日

国語研規程第76号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構研究支援者取扱規程第5条及び第9条に基づき、国立国語研究所における研究支援者の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約期間)

第2条 研究支援者の契約期間は、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内とし、当該科研費等の事業の期間を限度として、5年を超えない範囲で、これを更新できるものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、研究支援者の取扱いに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。